

浪江町農業委員会総会議事録 (令和 4 年 12 月定例会)

1 開催日時 令和 4 年 12 月 20 日 (火) 午後 1 時 30 分 から 午後 2 時 50 分

2 開催場所 浪江町役場 2階 202会議室

3 出席委員 (8人) 欠席委員 (3人)

会長	4番	佐々木 茂夫	(出)
会長職務代理者	1番	原田 良一	(欠)
委員	2番	鈴木 敬二郎	(出)
	3番	山本 幸一郎	(出)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	柴野 正男	(出)
	8番	菅野 富美恵	(欠)
	9番	中野 弘寿	(欠)
	10番	紺野 宏	(出)
	11番	神長倉 正満	(出)
	12番	若月 芳則	(出)

4 出席農地利用最適化推進委員 (9人)

請戸地区担当	脇坂 薫
大堀地区担当	桑原 泉
大堀地区担当	遠藤 定郎
苅野地区担当	藤田 一宏
苅野地区担当	田中 静夫
苅野地区担当	高田 秀光
苅野地区担当	横山 良男
津島地区担当	木幡 一郎
津島地区担当	関場 健治

5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 (所有権移転)	2 件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 (貸借権設定)	1 件
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請に対し審議の件	1 件
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 (地上権設定)	1 件
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 (貸借権設定)	2 件
議案第6号	農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドラインの策定について	1 件

6 事務局職員

事務局長	金山 信一
事務局次長	長岡 秀樹
事務局係長	半杭 めぐみ
副主査	早川 翔大

議長 それでは、只今より 12 月定例会を開会いたします。
ただいまの出席委員数は 8 名でございます。また、推進委員数は 9 名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。
まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり 3 番山本委員および 6 番小澤委員をお願いいたします。
それでは、議案の審議に入ります。
議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。(議案書にて説明)

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

関場推進委員 津島地区担当の関場です。譲渡人の・・・さんと譲受人の・・・さんとは、12 月 12 日と 13 日に電話で確認いたしました。二人はご夫婦で現在は・・・に住まわられていて、畑を借りてトルコギキョウや花等を栽培して出荷されているそうです。譲渡人の・・・さんは、病気で入院されていて最近退院されたそうですが、以前も脳梗塞を患ったことがあり健康に不安があり、元気なうちに農地を整理し譲受人の奥様の・・・さんに生前贈与したいとの事でした。今回の・・・の場所は現在も帰還困難区域になっていますが、除染されて解除された時は花や果樹の栽培をやりたいそうです。自分たちが出来なくなった時には、息子さんが・・・市の方で園芸の仕事をされていて将来は後を継ぎたいと申しいているそうです。こういった観点から特段の問題は無いと思いますのでご審議の程よろしくお願いします。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 1 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。
つづきまして議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。(議案書にて説明)
こちらの案件は、9 月定例会において今回の譲渡人の子である・・・さんと、譲受人の子である・・・さんの間で当該農地と山林を交換するという内容で承認を受けておりましたが、過去に今回の申請者である・・・さんと・・・さんとの間で設定した仮登記を本登記にするため、改めて・・・さんと・・・さんで交換の手続きをやり直すということを伺っております。以上です。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

桑原推進委員 大堀地区担当の桑原です。・・・さんの方は、娘さんの方に電話で確認をいたし

ました。・・・さんについては本人と電話で確認をいたしました。娘さんに、今回の申請に至った理由を確認したんですけども、行政書士の方から、仮登記が、父の・・・さんになっているのでその場で許可を取った方がいいのではという事を言われましたので今回の申請になったという事でした。・・・さんの方も同じような内容で、本人の父親の名前で仮登記になっていたのでこの許可をやり直すという事でした。9月にも言いましたが、営農の再開とか、今後の地域との懇談というのは前回と変わらず営農の方は今後3年間保全管理に入ります。その後は営農再開になるとは思いますが、地域の皆さんと連絡を取り合って復興に向けてやっていきたいという事でした。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第1号2番に原案のとおり承認を与えます。つづきまして、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請書に対し審議の件、貸借権設定1番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。(議案書にて説明)
こちらは、農地法第3条第2項ただし書きに規定されている不許可の例外である、農地で行う耕作の事業が法人の主たる業務の運営に欠くことができない試験研究の場合に該当するものとして6月定例会で承認いただいた、・・・自動車の飼料作物の栽培実証試験について、今回、・・・地区で規模を拡大して行うというものです。よろしく願いいたします。

議長 事務局長から追加資料について、説明をお願いします。

事務局長 (追加資料にて説明)

議長 つづきまして、地元推進委員からのをお願いします。

桑原推進委員 大堀地区担当の桑原です。人数が多かったものですから、この人数を事務局で先に配って頂きまして、・・・さん以下・・・さんまで小野田浩宗さんが担当、それ以降は私が担当で確認いたしました。浩宗さんが今日出席できないという事で原稿頼まれているんですけども、・・・さん、・・・さん、・・・さん、以下・・・さん、・・・さん、・・・さん、・・・さん、・・・さん、・・・さん、・・・さん、・・・さん、・・・さんまで、このうちの、・・・さんについては事務局の方で確認を頂いております。その他は小野田浩宗さんが電話で確認しています。・・・さん以下はですね12月13日に、・・・さん以外全てで電話で確認いたしました。皆さんご承知しているという事でした。・・・さんに付きましては電話が繋がらないという事で、事務局にお願いをしても事務局からも繋がらないという事で、昨日、・・・市に避難している自宅を訪ねまして確認してきました。・・・さんは不在でしたが奥さんが居まして、奥さんがそのことを承知していますという事で確認いたし

ました。旦那さんにも伝えておきますねとの事でした。・・・自動車の方なんですけども、・・・自動車総務部の・・・さんに電話で確認いたしました。総務部の方では、契約とか、申請関係は総務部で行うという事でした。実際やっていますという事でした。現地の方は・・・というものが行っていて、そちらの方から指示が出ているという事でした。賃金の方はどうなんですかという事なんですけど、申請書の通り、今回3か月なんですけれども、1年当たり、1㎡5円。1,000㎡5,000円になるんですが月割で計算して・・・からお支払いするという事でした。実際の作業なんですけれども、作業の方は・・・から全酪連、県酪連を経まして・・・の有機堆肥センター共同利用組合、そちらを通して施工する作業者に支払い、金額の方は、浪江町標準農業賃金を参考に支払いたいという事でした。今、実際ここは特任事業で保全管理をやっています。保全管理をやっている方がやられている分は賃金を払ってやって貰っていると、出来ない分については、・・・の方から堆肥を運ぶのもやられると思うんですけども、・・・の利用組合センターが中心になって進めて行きたいという事でした。・・・の取り纏めは・・・の復興組合長の・・・さんがやっております。そもそも、・・・に引っ張ってきたのが組合長の・・・さんです。最初の、・・・でやりたいと言った時、・・・地区も一緒に呼ばれて、・・・と・・・に対して、・・・組合のセンター、・・・、全酪連、県酪連、農林水産課の課長も来ておりましたけれども、その席上で・・・と・・・について、農地を利用したいんだとご説明がありました。・・・地区はそれでやる事に決めまして、・・・地区は集落ぐるみの営農実践支援にするか管理耕作にするか決まっていなかったものですからちょっと待ってくれと、今年は勘弁してくれという事でご遠慮頂いた経緯もあります。ご報告を終わりにしたいと思います。

- 議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。
- 事務局 議案書の修正をお願いいたします。田んぼの合計の数字が議案書2-16ページの申請書の数字に間違いがありまして合計する時に漏れていた数字があったようです。申請書の方が正しいので、田んぼ68筆159,520㎡が正しい数字となります。合計77筆、182,378㎡となります。大変申し訳ありません。
- 議長 2-4の田の68筆の集計と、2-16田の68筆の集計で、2-16の68筆の集計が正しいという事で宜しいですか。
- 事務局 はい。申し訳ありません。
- 議長 はい。10番。
- 紺野委員 確認ですけど、2-1ページの・・・さんの土地の表示で16,029となっておりますが、・・・さんの持ち分が6,376しかないのに何でなのかなと思ったんですけど、どうでしょうか。
- 議長 はい。事務局。
- 事務局 はい。大変申し訳ありません。こちらも農地台帳の確認が足りなかったと思われます。修正いたします。

申し訳ありませんでした。

紺野委員 ・・さんの自作地の面積が誤っているという事なんですね。

事務局 はい。

議長 今回審議案件の面積が正しいのですが、・・さんの経営面積が誤っているという事で宜しいですか

議長 その他にご質問ありませんか。
はい。3番。

山本委員 事務局に要望ですけど、このくらい面積をする時には、議案書に地図でも付けて貰わないと。1件2件では無いので、どこからどこまでが・・さんでお借りするのか、隣の人確認できないので。こういうやり方だと、議案で審議する時に本人の貸し出しはいいけど、隣の人ことも農業委員会としては確認しなきゃ駄目なんで、推進委員は知ってもらわないと。1反2反じゃないんで、もしかしたら隣の人に迷惑掛かるかも知れないから。何かを審議する場なので、貸し借りの場もそうですけど、全体な事もあるので、次回ある時は、隣との迷惑にならないように。凄い面積なので、その時々で違うから、その辺を次回ある時には推進委員にも、隣の人大丈夫なのかを聞いてもらわないと、後で苦情が来ても農業委員会で決めたと言われると補償出来ないのその辺をお願いします。後、隣人はこのような事業をすることが分かっているのかなという確認もしたいです。

議長 はい。事務局宜しいでしょうか。1点目については図面の提供提示。2点目については隣接関係。はい。推進委員の桑原さん。

桑原推進委員 桑原です。補足して説明いたします。今回の農地は、3ブロックに分かれています。1ブロック目が・・・の山の上になります。山上ですね。・・との近くになります。・・の畑の一带と・・地区の・・。川沿いの平たい坂の下。田尻から言うと坂の下。高速道路から今回100メートルは試験研究が出来ません。というのはドローンが飛びません。そこは向こうから断ってきます。そこは試験研究の範囲には出来ませんとなっています。ですから高速道路から100メートルの西側。高速道路から100メートル東側のブロックが今回は入っています。農地のマップで番地は確認しました。あの一帯は現在営農組合で保全管理をしています。確かに山本幸一郎さんが管理している農地もあると組合長も言っていましたので。以上お知らせです。

議長 はい。3番。

山本委員 このくらいやると何するか分からないんで、隣の人にも確認しないと。桑原さんは分かって場所を言ったけど、他の人分からないんですよ。なので地図は付けてもらいたいのは両方。このくらいだと隣で万が一何してるか分からないという事になると、偶然隣の隣に私の田んぼあるんですよ。この事業全然分かんないんですね。やっている人だけじゃなくて、一反二反では無いので。

こういうのは周知しないと後で聞かれたときに困るなど。これからこの事案もっと出て来ると思うんです。部落の説明もない。その人だけでいいのかと。確認する時には全体会の中で誰にでも分かるようにしないといけないんじゃないのかなということです。指摘だけして、何でかなという、隣でトウモロコシを作られたときにこっちで何かあった時にどうなんだと。一反や二反では無いので。その辺は、農業委員会で検討していかないといけないんじゃないのかなと。次回からお願いします。

議長 事務局宜しいでしょうか。3番の意見並びに要望について。
はい。12番。

若月委員 基本的構想に意見は無いんですが、本当に隣接している農家の方が契約されたされないは分からないんです。私は、その人その人の考え方において、財産権において貸すとか貸さないとかそれに異論はないんですが、おそらく試験研究の段階でドローンを使う話が有りましたが、農薬とかいろんな使用するものが出て来るはずなんです。それが、隣接する地主さんが分からないうちに栽培が進んで、ドローンで農薬が、秋の稲とかね、作付けに吹っ飛んでくるというような可能性もあるので、やはり、こういう農薬で、こういう栽培体系でやりますよ、というところまでの情報公開を役場としていいのかどうかは分かりませんが、・・・がメインでやるとすればその指導だけはきちんとして頂きたい。要望です。

議長 はい。事務局。

事務局 はい。承知しました。今後地図を添付するという事と隣接農地の所有者、営農者に対しても、事業内容について説明を受けているかという事の確認をするように今後していくという事で承知しましたので宜しくお願いします。

議長 事務局としては、この案件については、今後、栽培体系について地域に周知をしていただくという事を申請者に説明をすると、今回より。よろしいでしょうか。今回図面等が無かったために、後日、委員の方に提出をお願いします。

事務局 はい。承知しました。

議長 その他にご質問ありませんか。はい。高田さん。

高田推進委員 室原地区担当の高田と申します。単純な事をお聞きして失礼なんですが、事業計画は飼料作物のソルガムを栽培するという形でいいんですね。追加資料を見ますと、次世代クリーンCO₂燃料という風に謳っているんですけども。飼料作物からこの燃料を作っていくという考え方ですか。

議長 はい。事務局。

事務局 町では、除染後の農地について地力回復が必要だとの課題がありました。・・・さんといましては、・・・研究組合というのは、こういうソルガムとか、燃料作物から車で使えるような燃料を将来的には作りたいという事があるんで

すけれども、その前に、しっかりとした栽培の技術を蓄積していきたいという目的もあるようでして、町としては2年間、今年も含めると3年間ですけれども、そちらの農地をお貸しして地力回復も行いながら実証に協力していくと。その後は地力回復した農地が返ってくると。そこには新たな畑作型の作物を作ってもいいですし、飼料作物についてそのまま取り込むと。次の生産する方が引き継ぐとしてもいいという事で、そういったことで連携をしているという事なので、今、高田推進委員の質問といたしましては、・・・さんと技術研究組合としては、燃料作物の栽培のノウハウを、ここでしっかり蓄積していきたいという内容になっております。

議長 はい。よろしいですか。その他にご質問ございませんでしょうか。はい。2番。

鈴木委員 賃借権の期間なんですけれども、3か月で宜しいんですね。来年ももしかすると申請があるという事なんですか。そこを確認したいです。

議長 はい。事務局。

事務局 はい。お答えいたします。追加資料の方にあります22年の実施内容というところで・・・と書いて有りますが、22年度に対しては・・・が賃借をして準備をするという内容です。来年度、再来年度に関しては・・・研究組合、・・・が構成員となっているこちらの組合で改めて契約をし直して事業に取り組むという事を伺っております。

桑原推進委員 大堀地区の桑原です。ご質問の件に答えようとしたんですけれども終わりましたので。説明を私が聞いているのは3か月という事で、本当に3か月でいいんですかと・・・にぶつけましたところ、先ほどの通り、・・・では3月31日まで。その後は・・・が出資している組合。計6社位あるみたいなんですけれども、既に組合が立ち上がっているのでもう組合の方にバトンタッチして行いたいという事でした。賃料は反で5,000円を3か月の月割で割って支払うという事でした。これは・・・が支払うと言っておりました。3か月で何をやるのかを確認しました。3か月で作物を作れないだろうと確認したんですけれども、まず地力の検査を行いますと。地力の検査をして堆肥の投入を行い、耕起を行いますとのことです。

議長 その他にご質問ございませんか。よろしいですね。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第2号1番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第2号1番に原案のとおり承認を与えます。
つづきまして、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請に対し審議の件1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。(議案書にて説明)

議案書ページ 3-8 をお開きください。申請地はページ中央部の赤で囲まれている畑となります。農地の種別としましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にあたることから、2種農地に該当すると考えます。転用の目的は住宅の建築ということですので、申請地周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものにあたり、不許可の例外の集落接続事業に該当しますので、立地基準は問題ないと考えます。

ページ 3-6 の事業計画書及び 3-16 の顛末書に記載がありますが、本案件は、昭和 59 年に申請者の父が当該住宅を建築する際に、宅地の位置を誤認していたものと思われ、もともとの宅地である 10-3 から畑である 10-2 にはみ出る形で建築されており、現在まで違反転用状態となっておりました。今回、その状態が発覚したため追認を求めるものです。

本案件は、3000 ㎡以下の集落接続事業となりますので、当委員会が許可権者となります。説明は以上となります。よろしく申し上げます。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

田中推進委員 酒田地区担当の田中です。・・さんには 12 月 12 日に電話にて確認を取っています。当人は相続を受けただけであって、土地がどうなっているかは一切分からなかったという事です。今回、なんでこれが発覚したかという事なんですけど、ソーラーに土地を貸すという事になり、改めて土地の確認をしたところ、全然宅地でない所に家が建っていたという事が発覚したという事です。発覚したのでこのままにしておけないので今回転用を申し出したという経緯になったという事です。以上です。よろしく申し上げます。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

小澤委員 6 番小澤です。先日 15 日に、会長及び今日欠席されている原田委員、田中推進委員と事務局 3 名で現地を確認いたしました。説明については代理人である行政書士の・・さんの方から説明がありました。内容的には資料の通りでありまして、今回、申請人のお父さんが、現在の場所に 59 年に建ててしまったという経緯があり、分かりにくいというか、本人は中々理解が出来ないような形です。建物の登記がされているという事で、なんで農地の方に建物が建ててしまったのかという事は中々理解が出来ない点ではあります。状況としてはその様なんですが、既に建てて数十年経過しているという風な経過がございますので、それを原状に戻すということは難しいのかなと。私はその様に判断をさせてもらいました。従いまして、皆様の方でも、この案件についてご審議をお願いしたいなと思います。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了しました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。議案第 3 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第3号1番に原案のとおり承認を与えます。つづきまして、議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、地上権設定1番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明します。(議案書にて説明)

議案書ページ4-8をお開きください。申請地はページ中央部の赤で囲まれている畑となり、次のページをご覧ください。議案3-1の南側になります。農地の種別としましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にあたることから、2種農地に該当すると考えます。2種農地は申請農地に代えて周辺の他の土地を供することでは、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合は、許可することができます。こちらについては、ページ4-21、4-22に転用候補地一覧表がありまして、申請地以外の候補地2から4では目的が達成できないという検討がされておりますので、立地基準を満たすものと考えます。

次に一般基準ですが、資力を証する書類については、申請者より残高証明の写しの提出を受けており問題ないことを確認しています。

また、4-19ページですが、こちらは1,000㎡以上の面積の太陽光パネルを設置する計画となっているため、福島県景観条例の規定による届け出が必要なものとなっており、4-20は、パネルの設置面積が3,000㎡以上でかつ掘削深度が50cm以上であるため土壌汚染対策法に係る届出書が必要なものとなっておりまして、どちらも福島県に届け出が受理されていることが確認できる書類となっております。また、太陽光パネルの設置による転用のため、電力会社との系統連系に係る契約の申し込みについて確認できる書類が必要となりますが、そちらについては議案書ページ4-24から4-33のとおりとなります。本申請はFIT制度を利用しない申請のため、申請者と売電事業者間で結ばれている売電契約について分かる書類を求めており、4-36ページから4-41ページまでに添付しております。なお、除草等の土地の管理については、被設定人である株式会社・・・の親会社である、株式会社・・・が草刈り等の管理を行うということを確認しております。契約書に関しては、親会社・子会社の関係であるため取り交わしてはいないとのことです。

その他、添付の土地利用計画図や事業計画書からは、周辺農地への影響等について、特段問題ないものと考えられます。

本案件は、当委員会が権限移譲を受けていない案件であり、福島県知事が許可権者となります。3000㎡を超える事案ですので、福島県農業会議常設審議委員会の意見及び当委員会の意見を付して、福島県へ進達するものとなります。説明は以上となります。よろしく申し上げます。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

田中推進委員

酒田地区担当田中です。・・・さんには12月12日、家の土地の転用時に一緒にこの話は伺っております。・・・の代表取締役の・・・さんには12月13日に電話で直接話を伺う事が出来ました。・・・さんは・・・さんとこの契約を結ぶことに相違ないという事を確認が取れています。・・・さんにも確認をしたところ・・・さんと契約を結ぶことに相違ないという事になっておりました。先ほど事務局からありましたように維持管理、草刈り等に関しては親会社である・・・が責任をもって行いますという事でした。・・・とはどんな会社なのかと資料を見て

いたところ、親会社と・・・は同じ社長でした。その辺を・・・の・・・さんに確認したところ、自分の所は全て管理を行うので維持管理は問題ありませんと言っていましたのでよろしくお願いします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

小澤委員 6番小澤です。現地確認については12月15日、先ほどの案件と同じ同メンバーで現地を確認いたしました。当日、・・・の担当者及び代理人の・・・行政書士の方から説明を受けたという事です。対応的には事務局で説明があった申請書の内容であります。法律的には全部クリアーされております。面積が1万㎡を超えているのは大きな転用になるんですが、法的には満たされていると。上原地区は今回、他の所も太陽光発電パネルが設置されているという事で、ゆくゆくは、この辺は全部その様な状況になるのかなど。この案件とは別に、その様になるのかなど感じは受けました。転用面積は大きいんですが、今までと同じ対応をしますという事ですので、転用についてはやむを得ないと思いますのでご審議よろしくお願いします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

本案件に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第4号1番に原案のとおり承認を与えます。つづきまして、議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定1番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。(議案書にて説明)

議案書ページ5-8をご覧ください。申請地はページ中央の赤丸で囲まれた田となります。農地の種別としましては、農用地区域内農地となり原則転用することはできませんが、不許可の例外といたしまして、3年以内の一時転用であれば許可されるものであり、本案件の一時転用期間は8か月間のため、立地基準については問題ありません。

次に一般基準ですが、資力を証する書類については、申請者より残高証明の写しの提出を受けており問題ないことを確認しています。

その他、添付の土地利用計画図や事業計画書からは、周辺農地への影響等について、特段問題ないものと考えられます。

本日差し替え資料として配布させていただいた5-12ページにつきましては、図面左側の隣接地との境について、現地調査の際にご指摘ありましたことから事業者へ修正いただいたものです。隣接地の法尻から、今回の沈殿槽の畦畔を別に設置する計画となっています。

本案件は、3,000㎡以下の一時転用であることから、当委員会が許可権者となります。

以上となります。よろしくお願いします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

桑原推進委員 大堀地区担当の桑原です。今案件は、小野田浩宗さんが担当だったんですが所用により出席できないという事で引継ぎました。・・につづきましては12月16日に・・の・・さんに聞き取りを行いました。・・取水場の改良工事に出る濁った水の沈殿槽で使うため、・・さんから農地を借りることになりました。遮水シートの上に溜まった、濁った水をバキュームで吸い上げて汚泥処理をする。事業が終わればシート、下の土を畦畔に戻し元通りにすると、足りなければ山砂で対応するという事でした。・・さんについては電話で確認いたしました。本人も承知をしているという事です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

小澤委員 6番小澤です。12月15日木曜日、大堀地区の小野田推進委員と先ほどのメンバーで現地調査を行いました。内容的には、桑原推進委員の方からお話があった通り、当日担当者から、内容の説明を受けております。この案件は一時転用と事業終わった後の原状復帰を間違いなくすると約束をしましたので、間違いなく原状回復するという事ですので、特に問題は無いと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案件に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第5号1番に原案のとおり承認を与えます。つづきまして、議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定2番について、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議規則第18条の規定により、・・番・・委員の退席を求めます。暫時休議いたします。

(・・委員退席)

再開いたします。

議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定2番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。(議案書にて説明)

議案書ページ5-29をご覧ください。申請地はページ右下に赤丸で囲まれている、・・地区及び・・地区の農地となります。農地の種別としましては、農用地区域内農地となり原則転用することはできませんが、不許可の例外といたしまして、3年以内の一時転用であれば許可されるものであり、本案件の一時転用期間は2か月間のため、立地基準については問題ありません。

次に一般基準ですが、資力を証する書類については、申請者より残高証明の写しの提出を受けており問題ないことを確認しています。

その他、添付の土地利用計画図や事業計画書からは、周辺農地への影響等につ

いて、特段問題ないものと考えられます。

また、当該農地は帰還困難区域内のため、現地調査を省略し申請者からの現地写真の提出を求めています。ページ 5-51 から 5-70 までが現地の写真となっております。

本案件については、本日追加資料としまして「・・・(仮称)」の概要を配布させていただいております。資料のとおり競走馬の育成施設の整備計画がありまして、今回は地盤等を調査するためのボーリング調査を実施するというものです。

本案件は、3,000 m²以下の一時転用であることから、当委員会が許可権者となります。

以上となります。よろしく申し上げます。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

遠藤推進委員 大堀推進委員の遠藤です。12月16日に被設定人の・・・さんに電話をいたしました。目的はここにもありますように、競走馬育成施設のために地盤の強度や地質を調査するボーリングを実施するという事なんです。なぜこの地域に決まったのかという事を教えてくださいと言ったところ、この図面にもありますように、直線コースで1kmが取れる。後、競走馬には坂道があった方が良いという事でこの地形に合致している。この自然勾配を安全に利用できるんだと言っておりました。なおかつ高速道路のインターチェンジから近くて便利ですという事を言うておりました。育成施設の規模は何頭ぐらい馬が入るんですかと聞いたところ、競走馬500頭を育成する計画だと言っておりました。これからのことを聞いてみましたところ2月末までに地質調査が終わりましたならば、来年4月頃から町と県と協議をしていく予定です。さらに来年夏頃から地主さん48名いるそうですが、48名の方に計画を示して買収に入りたいんだという計画でございました。設定人の5名の方に同じ16日に電話いたしました。・・・さんですが、この計画を聞き協力してくださいと言われたものですから私は承諾しましたという事です。次に大堀の・・・さんに16日に電話しました。この計画を聞き2回ほど・・・の家の方にも来て頂きました。分かりましたという事で承諾いたしました。3番目の・・・さんですが同じく16日に電話をいたしました。この計画を聞きましてボーリング調査は承諾いたしました。しかし売買は別だからなどは言うておりましたが、この計画は承諾しましたと言っておりました。・・・さんですが同じ16日に電話しました。計画を聞き分かりましたという事で承諾しましたと仰ってました。大堀の・・・さんですが16日に電話しましたところ、この計画を聞き分かりましたという事で承諾しましたという事でございます。以上5名の方の設定人と被設定人に確認しています。以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明ですが、申請地が帰還困難区域のため、申請者からの現地写真の提出をもって省略いたします。
事務局、地元推進委員の説明が終了しました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
はい。12番。

若月委員 25ページ。許可日から令和4年2月28日まで。これ間違いないですか。

議長 はい。事務局。

事務局 大変申し訳ありません。令和5年の誤りです。

若月委員 今後こういう間違いのないように。

議長 その他にご質問ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第5号2番に原案のとおり承認を与えます。
ここで、・・・番・・・委員の入室を認めます。
暫時休議いたします。
(・・・委員入室)
再開いたします。
つづきまして、議案第6号農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドラインの策定について、事務局より説明を求めます。

事務局 説明します。(議案書にて説明)

議長 事務局の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案件に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第6号1番に原案のとおり承認を与えます。
はい。事務局。

事務局 こちらの公布日と施行日についてですけれど、只今承認を頂きまして公布が12月20日とさせていただきます。施行日を本日からとしますと1月分の申請の締め切りが12月28日ですので、周知期間が短いと考えます。2月分の申請から事業者に求めるという事で年明けの1月4日を施行日としてはいかがかなと事務局の方では考えていますがいかがでしょうか。よろしくお願ひします。

議長 皆様からご意見を賜ります。はい。3番。

山本委員 この周知は町のホームページか何かでですか。

事務局 はい。ホームページでの周知を考えております。窓口でも事業者さんから相談があった時にも都度説明と、後は、よく来る事業者さん達には案内をするよう

に考えております。

議長 はい。6番。

小澤委員 今ホームページの話が出たんですが、浪江のホームページというのは、出しても農業委員会の所にしか出ない。要するに、浪江町のホームページのトップページになれば、新着情報に載っかないですね。だからいろんな情報が分かりにくいという事をお願いしているところなんです。農業委員会の所でなくてトップページにも載っけてもらいたい。要望です。

事務局 はい。承知しました。担当部所と調整いたしまして新着情報に載るように調整いたします。

議長 その他にご質問ありますか。
もう一度確認しますが、公布日が12月20日の本日。施行日が1月4日よりよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。
以上で、本日上程されたすべての議事が終了いたしました。

令和4年12月20日

開始時刻 午後1時30分

終了時刻 午後2時50分

議長 _____

番 _____

番 _____